

電子申告 申請・届出



富山市

電子納税 をご利用ください!

富山市では、地方税ポータルシステム（eLTAX:エルタックス）を利用したインターネットによる市税の電子申告、電子申請・届出、電子納税がご利用いただけます。これにより、自宅やオフィスなどから、申告から納税までの一連の手順を行うことができます。

◎ご利用いただける手続き

個人市・県民税関係

- 申告
 - ・給与支払報告書の提出
 - ・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出
 - ・普通徴収から特別徴収への切替
 - ・退職所得に係る納入申告及び特別徴収票又は特別徴収税額納入内訳届出
 - ・公的年金等支払報告書の提出 など
- 申請・届出
 - ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出

事業所税関係

- 申告
 - ・資産割、従業者割の納付申告
 - ・免税点以下の申告
 - ・事業所用家屋貸付等申告 など
- 申請・届出
 - ・事業所等新設/廃止申告



電子納税関係

- 法人市民税 ■事業所税 ■個人市・県民税（給与からの特別徴収分の納付、退職所得の納入申告）
 - 固定資産税 ■都市計画税 ■個人市・県民税（普通徴収分） ■軽自動車税（種別割） ■市たばこ税 ■入湯税
- 上記の税目について、電子納税を行うことができます。



市たばこ税関係

- 申告
 - ・申告 ・修正申告
 - ・還付請求申告 など

入湯税関係

- 申告
 - ・納入申告
 - ・特別徴収義務者経営申告 など

法人市民税関係

- 申告
 - ・中間申告
 - ・確定申告
 - ・修正申告 など
- 申請・届出
 - ・法人設立/設置届出
 - ・登記事項等の異動届出

固定資産税(償却資産)関係

- 申告
 - ・全資産申告
 - ・増加資産/減少資産申告
 - ・修正申告 など

◎ご利用時間

平日及び月末最終土曜日と翌日の日曜日の

8:30~24:00

(祝日及び12/29~1/3を除く。別途、休日に利用できる日があります。)

(金融機関等の運用時間によって電子納税の可能時間は異なります。)

◎ご利用手続きの流れ



問い合わせ先

◆ eLTAX (エルタックス) は、地方公共団体で組織する地方税共同機構が運営を行っています。詳しい内容や手続きについては、地方税共同機構へお問い合わせください。

eLTAX(エルタックス)のHPアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>

◆ ご利用に際してのご不明な点等は「よくあるご質問」をご覧ください。 <https://eltax.custhelp.com/>

◆ 各税目に関することは、富山市役所の各税目担当課へお問い合わせください。

◇ 個人市・県民税関係・法人市民税関係	市民税課市民税第3係	TEL 076-443-2033
◇ 事業所税関係・市たばこ税関係・入湯税関係	市民税課市民税第1係	TEL 076-443-2031
◇ 固定資産税(償却資産)関係	資産税課償却資産係	TEL 076-443-2037
◇ 電子納税関係	納税課納税管理係	TEL 076-443-2027

